

# 山口県報

平成24年  
9月28日  
(金曜日)

## 目 次

○規則  
指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（障害者支援課）



指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年九月二十八日

山口県知事 山本 繁太郎

## 山口県規則第八十四号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

### 目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）  
第二章 指定居宅介護等（第三条―第三十三条）  
第三章 指定療養介護（第三十四条―第五十五条）  
第四章 指定生活介護（第五十六条―第六十六条）  
第五章 指定短期入所（第六十七条―第七十八条）  
第六章 指定重度障害者等包括支援（第七十九条―第八十六条）  
第七章 指定共同生活介護（第八十七条―第一百二条）

- 第八章 指定自立訓練（機能訓練）（第一百三十一条―第一百七七条）  
第九章 指定自立訓練（生活訓練）（第一百八十一条―第一百九十二条）  
第十章 指定就労移行支援（第一百三十三条―第一百九十九条）  
第十一章 指定就労継続支援A型（第二百一十条―第二百二十九条）  
第十二章 指定就労継続支援B型（第二百三十条―第二百三十一条）  
第十三章 指定共同生活援助（第二百三十二条・第二百三十三条）  
第十四章 多機能型事業所の特例（第二百三十四条）  
第十五章 一体型指定共同生活介護事業所の特例（第二百三十五条・第二百三十六条）  
第十六章 基準該当障害福祉サービス（第二百三十七条―第二百四十三条）

### 第一章 総則

（趣旨）  
第一条 この規則は、指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年山口県条例第四十号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）に基づき算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。

二 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第四十二条の二の規定により読み替えられた障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第五十八条第三項第一号に規定する指定療養介護医療（以下「指定療養介護医療」という。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は障害者自立支援法第五十八条第四項の規定による自立支援医療に要する費用の額の算定方法及び同法第六十二条第二項の規定による診療方針（平成十八年厚生労働省告示第五百五十七号。以下「自立支援医療に要する費用の額の算定方法等に関する告示」という。）に基づき算定した額から当該指定療養介護医療につき支給す

べき療養介護医療費を控除して得た額の合計額をいう。

三 法定代理受領 法第二十九条第四項の規定により支給決定障害者等が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定障害福祉サービスに要した費用(特定費用を除く。)について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者等に支給すべき額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第五項の規定により支給決定障害者(法第十九条第一項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。以下同じ。)が指定障害福祉サービス事業者に支払うべき指定療養介護医療に要した費用について、療養介護医療費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり、当該指定障害福祉サービス事業者に支払われることをいう。

四 常勤換算方法 事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

五 利用者に関する告示に定める者 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業者の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに第百八十四条において準用する同令第二十二條及び第百四十四條に規定する厚生労働大臣が定める者等(平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号)に定める者をいう。

第二章 指定居宅介護等

(従業者)

第三条 条例第六条第一項の規則で定める員数は、常勤換算方法で二・五以上とする。

2 条例第六条第一項の厚生労働大臣が定める者は、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの(平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号)に定める者とする。

3 条例第六条第二項の規則で定める員数は、事業の規模(指定居宅介護等事業者が、居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護(以下「居宅介護等」という。)に係る指定障害福祉サービスの事業のうち二以上の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合)にあつては、当該事業所において一体的に運営している事業の規模とする。以下同じ。)に応じて一人以上とする。この場合において、サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

4 前項の事業の規模は、前三月間の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第四条 指定居宅介護等事業所の管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護等事業所の管理者は、従業者に条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第二十三条に規定する業務のほか、指定居宅介護等事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(勤務体制の確保等)  
第五条 指定居宅介護等事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護等を提供できるよう、指定居宅介護等事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所ごとに、当該指定居宅介護等事業所の従業者により指定居宅介護等を提供しなければならない。

3 指定居宅介護等事業者は、従業者に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。

(運営規程)

第六条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定居宅介護等の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

五 指定居宅介護等事業所が通常時にサービスを提供する地域

六 緊急時等における対応方法

七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 その他事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第七条 指定居宅介護等事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、利用者に対する指定居宅介護等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護等を提供した日から五年間保存しなければならない。

(書面の交付)

第八条 指定居宅介護等事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条の規定による書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮

をしなければならぬ。

(契約支給量の報告等)

第九条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等を提供するときは、当該指定居宅介護等の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護等の量(以下「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

3 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村(法第十九条第二項の規定により支給決定を行う市町村及び特別区をいう。以下同じ。)に対し、遅滞なく、報告しなければならない。

4 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(連絡調整に対する協力)

第十条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等の利用について市町又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十一条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所が通常時にサービスを提供する地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護等を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定居宅介護等事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十二条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第十三条 指定居宅介護等事業者は、居宅介護等に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、居宅介護等に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十四条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者の心

身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携)

第十五条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第十六条 指定居宅介護等事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第十七条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等を提供したときは、提供した日、内容その他必要な事項をその都度記録しなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、前項の規定による記録を行うときは、支給決定障害者等から指定居宅介護等を提供したことについて確認を受けなければならない。

(支給決定障害者等に求めることができる金銭の支払の範囲等)

第十八条 指定居宅介護等事業者が指定居宅介護等を提供する支給決定障害者等に金銭の支払を求めることができる場合は、当該金銭の用途が直接に利用者の便益を向上させる場合であつて、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める場合は、当該金銭の用途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面により明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までの支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第十九条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等を提供したときは、支給決定障害者等から指定居宅介護等に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護等事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護等を提供したときは、支給決定障害者等から指定居宅介護等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅介護等事業者は、前二項の支払を受けるほか、支給決定障害者等の選定により指定居宅介護等事業所が通常時にサービスを提供する地域以外の地域において指定居宅介護等を提供する場合は、それに要した交通費の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

4 指定居宅介護等事業者は、前三項に規定する費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に交付しなければならない。

5 指定居宅介護等事業者は、第三項の交通費に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額合計額の算定等)

第二十条 指定居宅介護等事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護等事業者が提供する指定居宅介護等及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護等及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護等及び他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項（法第三十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護等事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費に係る通知等)

第二十一条 指定居宅介護等事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護等に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、第十九条第二項の法定代理受領を行わない指定居宅介護等に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護等の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に交付しなければならない。

(指定居宅介護等の取扱方針)

第二十二条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、次条第一項に規定する居宅介護等計画に基づき、利用者が日常生活を営むことに必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定居宅介護等事業者の従業者は、指定居宅介護等の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行わなければならない。

4 指定居宅介護等事業所の従業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環

境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行わなければならない。

5 指定居宅介護等事業者は、提供する指定居宅介護等の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(居宅介護等計画の作成)

第二十三条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護等に係る計画（以下「居宅介護等計画」という。）を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、居宅介護等計画を作成したときは、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護等計画を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護等計画の作成後においても、居宅介護等計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて、居宅介護等計画の変更を行うものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、前項の居宅介護等計画の変更について準用する。

(同居家族に対するサービスの提供の禁止)

第二十四条 指定居宅介護等事業者は、従業者にその同居の家族である利用者に対する居宅介護等の提供をさせてはならない。

(支給決定障害者等に関する通知)

第二十五条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正の行為によつて介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(介護等の総合的な提供)

第二十六条 指定居宅介護の事業を行う者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

2 前項の規定は、指定重度訪問介護の事業を行う者について準用する。この場合において、同項中「食事等の介護」とあるのは、「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

(掲示)

第二十七条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(情報提供に関する利用者等の同意)

第二十八条 指定居宅介護等事業者は、他の指定居宅介護等事業者等に対して、利用者

又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ書面により利用者又はその家族の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第二十九条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるよう、当該指定居宅介護等事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護等事業者は、当該指定居宅介護等事業者について広告をする場合は、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益の供与等の禁止)

第三十条 指定居宅介護等事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護等事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護等事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情の処理)

第三十一条 指定居宅介護等事業者は、その提供した指定居宅介護等に関し、利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町長(以下「知事等」という。)が行う調査にできる限り協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言を踏まえ、必要な改善を行うよう、及び知事等からの求めに応じてその改善の内容を報告するよう努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第三十二条 指定居宅介護等事業者は、利用者に対する指定居宅介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害賠償については、速やかにこれを行わなければならない。

(会計の区分)

第三十三条 指定居宅介護等事業者は、指定居宅介護等事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護等の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

第三章 指定療養介護

(従業者)

第三十四条 条例第十七条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 医師 健康保険法第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準(平成十年厚生省告示第二百十号)に基づき算定した数以上

二 看護職員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数(前年度の利用者の数の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。以下この章、次章、第七章から第十章まで、第十四章、第十五章及び附則において同じ。)を二で除して得た数以上

三 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除して得た数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を二で除して得た数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の員数から利用者の数を二で除して得た数を控除した数を生活支援員の員数に含めることができる。

四 サービス管理責任者 指定療養介護事業所ごとに、利用者の数の次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下の場合 一人以上

ロ 利用者の数が六十を超える場合 一に、利用者の数が六十を超えて四十又は四十に満たない端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 条例第十七条第一項の厚生労働大臣が定める者は、指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等(平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号。以下「サービス管理責任者に関する告示」という。)に定める者とする。

3 生活支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ一人以上は、常勤でなければならない。

(管理者の責務)

第三十五条 指定療養介護事業所の管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定療養介護事業所の管理者は、従業者に条例及びこの規則の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(サービス管理責任者の責務)

第三十六条 サービス管理責任者は、第四十六条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常

生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができる」と認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。  
(勤務体制の確保等)

第三十七条 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者により指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定療養介護事業者は、従業者に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。

(運営規程)

第三十八条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員

四 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 指定療養介護の利用に当たっての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他事業の運営に関する重要事項

(記録の整備)

第三十九条 指定療養介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 条例第二十二條第二項の規定による身体的拘束等の記録

二 条例第二十三條において準用する条例第十三條第二項の規定による苦情の内容等の記録

三 条例第二十三條において準用する条例第十五條第二項の規定による事故の状況及

び事故に際して採った処置についての記録

四 第四十一条第一項の規定によるサービスの提供の記録

五 第四十六条第一項に規定する療養介護計画

六 第五十一条の規定による通知に係る記録

(入退所の記録の記載等)

第四十条 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し、遅滞なく、報告しなければならない。

3 前二項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(サービスの提供の記録)

第四十一条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供したときは、提供した日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録を行うときは、支給決定障害者等から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第四十二条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供したときは、支給決定障害者から指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は自立支援医療に要する費用の額の算定方法等に関する告示に基づき算定した額の支払を受けるものとする。

3 指定療養介護事業者は、前二項の支払を受けるほか、指定療養介護において供与される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受領することができる。

一 日用品に要する費用

二 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定療養介護事業者は、前三項に規定する費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。

5 指定療養介護事業者は、第三項に規定する費用に係るサービスの提供に当たつて

は、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額合計額の算定等)

第四十三条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は自立支援医療に要する費用の額の算定方法等に関する告示に基づき算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第四十四条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、第四十二条第二項の法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に交付しなければならない。

(指定療養介護の取扱方針)

第四十五条 指定療養介護事業者は、次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じ、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(療養介護計画の作成等)

第四十六条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「療養介護計

画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握(以下「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上での適切な支援内容を検討しなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、療養介護計画の原案について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対し、当該療養介護計画の原案について説明し、書面により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、作成した療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも毎月一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて、療養介護計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に利用者に面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項の療養介護計画の変更について準用する。

(相談等)

第四十七条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

第四十八条 指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第四十九条 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって看護及び医学的管理の下における介護を行わなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、そのおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定療養介護事業者は、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

5 指定療養介護事業者は、利用者に対して、利用者の負担による当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護又は介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

第五十条 指定療養介護事業者は、適宜、利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(支給決定障害者に関する通知)

第五十一条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正の行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。

(定員の遵守)

第五十二条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行っては

ならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(医薬品等の管理)

第五十三条 指定療養介護事業者は、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

(地域との連携等)

第五十四条 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めなければならない。

(準用)

第五十五条 第八条、第十条、第十二条から第十五条まで、第十八条、第二十七条、第二十八条、第二十九条第一項及び第三十条から第三十二条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第十八条第二項中「次条第一項」とあるのは、「第四十二条第一項」と読み替えるものとする。

第四章 指定生活介護

(従業者)

第五十六条 条例第二十五条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員  
イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の(1)から(3)までに掲げる利用者の平均障害程度区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数とする。

- (1) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除して得た数以上
- (2) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数以上
- (3) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除して得た数以上

ロ 看護職員の員数は、指定生活介護の単位ごとに、一人以上とする。

ハ 理学療法士又は作業療法士の員数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

二 生活支援員の員数は、指定生活介護の単位ごとに、一人以上とする。

三 サービス管理責任者の員数については、第三十四条第一項第四号の規定を準用する。

2 生活支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ一人以上は、常勤でなければならない。

(設備)



第五十七条 条例第二十七条第二項の基準は、次のとおりとする。

- 一 訓練・作業室は、訓練又は作業に支障がない広さを有し、訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- 二 相談室には、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 三 洗面所及び便所は、利用者の特性に応じたものであること。

(運営規程)

第五十八条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
  - 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - 三 営業日及び営業時間
  - 四 利用定員
  - 五 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
  - 六 指定生活介護事業所が通常時にサービスを提供する地域
  - 七 サービスの利用に当たつての留意事項
  - 八 緊急時等における対応方法
  - 九 非常災害対策
  - 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類
  - 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
  - 十二 その他事業の運営に関する重要事項
- (利用者負担額等の受領)
- 第五十九条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供したときは、支給決定障害者から指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。
- 2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供したときは、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。
- 3 指定生活介護事業者は、前二項の支払を受けるほか、指定生活介護において供与される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。
- 一 食事の提供に要する費用
  - 二 創作的活動に係る材料費
  - 三 日用品に要する費用
  - 四 前三号に掲げるもののほか、指定生活介護において供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

害者に負担させることが適当と認められるもの

- 4 前項第一号に掲げる費用については、食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針(平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号。以下「利用料等に関する告示」という。)によるものとする。
- 5 指定生活介護事業者は、第一項から第三項までに規定する費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。
- 6 指定生活介護事業者は、第三項に規定する費用に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(介護)

第六十条 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって介護を行わなければならない。

- 2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
  - 3 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
  - 4 指定生活介護事業者は、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
  - 5 指定生活介護事業者は、常時一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。
  - 6 指定生活介護事業者は、利用者に対して、利用者の負担による当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。
- (生産活動)
- 第六十一条 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たつては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。
- 2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たつては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。
- 3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たつては、生産活動の能率の向上を図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。
- 4 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たつては、防じん設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行つたために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

第六十二条 指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(食事)

第六十三条 指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合は、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(機械器具等の管理)

第六十四条 指定生活介護事業者は、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

(協力医療機関)

第六十五条 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

(準用)

第六十六条 第二章(第三条から第七条まで、第十六条、第十九条及び第二十二條から第二十六条までを除く。)、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十五条から第四十七条まで、第五十一条、第五十二条及び第五十四条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十八条第二項中「次条第一項」とあるのは、「第五十九条第一項」と、第二十一条第二項中「第十九条第二項」とあるのは、「第五十九条第二項」と、第二十七条中「従業者の勤務の体制」とあるのは、「従業者の勤務の体制、協力医療機関」と、第三十六条中「第四十六条」とあるのは、「第六十六条において読み替えて準用する第四十六条」と、第三十九条第二項第一号中「条例」とあるのは、「条例第二十九条において準用する条例」と、同項第二号及び第三号中「第二十三条」とあるのは、「第二十九条」と、同項第四号中「第四十一条第一項」とあるのは、「第六十六条において準用する第十七条第一項」と、同項第五号中

「第四十六条第一項」とあるのは、「第六十六条において読み替えて準用する第四十六条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは、「生活介護計画」と、同項第六号中「第五十一条」とあるのは、「第六十六条において読み替えて準用する第五十一条」と、第四十五条第一項中「次条第一項」とあるのは、「第六十六条において読み替えて準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは、「生活介護計画」と、第四十六条(見出しを含む。)中「療養介護計画」とあるのは、「生活介護計画」と、第五十一条第二号中「若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「又は特例介護給付費」と読み替えるものとする。

第五章 指定短期入所

(従業者)

第六十七条 条例第三十一条第一項の従業者の総数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

一 指定障害者支援施設その他の法第五条第八項に規定する施設(入所によるものに限る。次号イに規定する指定共同生活介護事業所等を除く。以下「入所施設等」という。)(が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合、入所施設等の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該入所施設等の利用者の数とみなした場合において、当該入所施設等として必要とされる数以上

二 指定共同生活介護事業者、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定自立訓練(生活訓練)の事業を行う者をいう。以下同じ。)(障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「省令」という。)(第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)(又は指定共同生活援助事業者(指定共同生活援助の事業を行う者をいう。以下同じ。)(以下「指定共同生活介護事業者等」という。)(が指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合、次のイ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定短期入所と同時に指定共同生活介護、指定自立訓練(生活訓練)(省令第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。)(又は指定共同生活援助(以下「指定共同生活介護等」という。)(を提供する時間帯、指定共同生活介護事業所等(当該指定共同生活介護事業者等が設置する指定共同生活介護事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所又は指定共同生活援助事業所(指定共同生活援助の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)(をいう。以下同じ。)(の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

口 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。） 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数

- (1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一人以上
- (2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 一に、当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又は六に満たない端数を増すことに一を加えて得た数以上

第六十八条 条例第三十一条第二項の従業者の員数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 入所施設等が指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 入所施設等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該入所施設等の利用者の数とみなした場合において、当該入所施設等として必要とされる数以上
- 二 指定共同生活介護事業者等が指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 次のイ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯 指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。） 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数

- (1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一人以上
- (2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 一に、当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又は六に満たない端数を増すことに一を加えて得た数以上

第六十九条 条例第三十一条第三項の生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 指定生活介護事業所、指定共同生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所、指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をい

う。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 次のイ又はロに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

- イ 指定生活介護、指定共同生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型、指定共同生活援助又は児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援のサービズ提供時間 指定生活介護事業所等の利用者の数及び単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯（イに掲げるものを除く。） 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数

- (1) 当該日の利用者の数が六以下 一人以上
  - (2) 当該日の利用者の数が七以上 一に、当該日の利用者の数が六を超えて六又は六に満たない端数を増すことに一を加えて得た数以上
- 二 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号ロ(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ前号ロ(1)又は(2)に定める数

(設備)

第七十条 条例第三十二条第五項の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室は、次に掲げる要件を満たしていること。
  - イ 一室の定員は、四人以下とすること。
  - ロ 階に設けないこと。
- 八 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、八平方メートル以上とすること。
- 二 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
- ホ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- 二 食堂は、食事の提供に支障がない広さを有し、必要な備品を備えること。
- 三 浴室は、利用者の特性に応じたものであること。
- 四 洗面所及び便所は、居室のある階ことに設け、利用者の特性に応じたものであること。

(運営規程)

第七十一条 指定短期入所の事業を行う者（以下「指定短期入所事業者」という。）

は、次に掲げる事業の運営についての重要事項（空床利用型事業所にあつては、第三号を除く。）に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員

- 四 指定短期入所の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 サービスの利用に当たつての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他事業の運営に関する重要事項

（指定短期入所の開始及び終了）

第七十二条 指定短期入所事業者は、介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となつた利用者を対象に指定短期入所を提供するものとする。

2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるように必要な援助に努めなければならない。

（入退所の記録の記載等）

第七十三条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第七十四条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供したときは、支給決定障害者等から指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供したときは、支給決定障害者等から指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定短期入所事業者は、前二項の支払を受けるほか、指定短期入所において供与される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 光熱水費
- 三 日用品に要する費用

四 前三号に掲げるもののほか、指定短期入所において供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号及び第二号に掲げる費用については、利用料等に関する告示によるものとする。

5 指定短期入所事業者は、第一項から第三項までに規定する費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払つた支給決定障害者等に交付しなければならない。

6 指定短期入所事業者は、第三項に規定する費用に係るサービスの提供に当たつては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

（指定短期入所の取扱方針）

第七十五条 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たつては、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

2 指定短期入所事業者は、提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービスの提供）

第七十六条 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たつては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもつて行わなければならない。

2 指定短期入所事業者は、指定短期入所の提供に当たつては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきししなければならない。

3 指定短期入所事業者は、利用者に対して、支給決定障害者等の負担による当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合は、利用者に対して、食事の提供を行わなければならない。

5 食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、

適切な時間に提供しなければならない。

(定員の遵守)

第七十七条 指定短期入所事業者は、次の各号に掲げる事業所の区分に応じ、当該各号に定める利用者の数以上の利用者に対して、同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 併設事業所 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- 二 空床利用型事業所 入所施設等の利用定員（指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活同居及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができるとなる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数
- 三 単独型事業所 利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

(準用)

第七十八条 第二章（第三条から第六条まで、第九条、第十六条、第十九条、第二十二條から第二十四条まで及び第二十六条を除く。）、第三十五条、第三十七条、第四十七條、第五十四条、第六十四条及び第六十五条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第十八條第二項中「次條第一項」とあるのは、「第七十四條第一項」と、第二十一條第二項中「第十九條第二項」とあるのは、「第七十四條第二項」と、第二十七條中「従業者の勤務の体制」とあるのは「従業者の勤務の体制、協力医療機関」と読み替へるものとする。

第六章 指定重度障害者等包括支援

(従業者)

第七十九条 条例第三十五条第二項の規則で定める員数は、一人以上とする。

2 条例第二十五条第二項の厚生労働大臣が定める者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十七号）に定める者とする。

3 サービス提供責任者のうち一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(運営規程)

第八十条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数
- 四 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種

類及びその額

- 五 指定重度障害者等包括支援事業所が通常時にサービスを提供する地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 事業の主たる対象とする利用者
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他事業の運営に関する重要事項

(実施主体)

第八十一条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設でなければならない。

(事業所の体制)

第八十二条 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有していなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、二以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業所は、事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。

(同居家族に対するサービスの提供の禁止)

第八十三条 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者にその同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護等に限る。）の提供をさせてはならない。

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第八十四条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第一項に規定するサービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びに置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業者は、提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス利用計画の作成等)

第八十五条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等を記載した重度

障害者等包括支援サービス利用計画（以下「サービス利用計画」という。）を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、利用者に対する障害福祉サービスの提供に当たる担当者を招集して行う会議を開催し、担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

3 サービス提供責任者は、作成したサービス利用計画を利用者及びその同居の家族に対し説明するとともに、サービス利用計画を交付しなければならない。

4 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成後、サービス利用計画の実施状況の把握を行うとともに、必要に応じて、サービス利用計画の変更を行うものとする。

5 第一項から第三項までの規定は、前項のサービス利用計画の変更について準用する。

（準用）

第八十六条 第二章（第三条から第六条まで、第二十条、第二十一条から第二十四条まで及び第二十六条を除く。）及び第三十五条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十八条第二項中「次条第一項」とあるのは「第八十六条において準用する次条第一項」と、第二十一条第二項中「第十九条第二項」とあるのは「第八十六条において準用する第十九条第二項」と読み替えるものとする。

#### 第七章 指定共同生活介護

（従業者）

第八十七条 条例第三十九条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上

二 生活支援員 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上

イ 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号。以下「区分省令」という。）第二条第三号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除して得た数

ロ 区分省令第二条第四号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除して得た数

ハ 区分省令第二条第五号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除して得た数

ニ 区分省令第二条第六号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除して得た数

三 サービス管理責任者の員数については、第三十四条第一項第四号の規定を準用する。この場合において、同号中「六十」とあり、及び同号ロ中「四十」とあるのは、「三十」と読み替えるものとする。

（サービス管理責任者の責務）

第八十八条 サービス管理責任者は、百二条において読み替えて準用する第四十六条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができる認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等と連絡調整を行うこと。

四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

（勤務体制の確保等）

第八十九条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供できるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業者により指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、従業者に対し、その資質の向上のために必要な研修の機会を確保しなければならない。

（設備）

第九十条 条例第四十一条第三項の基準は、次のとおりとする。

一 以上の共同生活住居の入居定員の合計は、四人以上とすること。

二 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものとする。

三 共同生活住居は、入居定員を二人以上十人以下とすること。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上十人以下（知事が特に必要があると認めるときは、三十人以下）とすることができる。

四 共同生活住居は、以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

五 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とすること。

六 ユニットには、次に掲げる要件を満たす居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けること。

イ 一室の定員は、一人とすること。ただし、利用者に対するサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 一室の床面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

(運営規程)

第九十一条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 入居に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合の当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他事業の運営に関する重要事項

(入退居)

第九十二条 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院治療を要する者を除く。）に提供するものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入退居の記録の記載等)

第九十三条 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し、遅滞なく、報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第九十四条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供したときは、支給決定障害者から指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供したときは、支給決定障害者から指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活介護事業者は、前二項の支払を受けるほか、指定共同生活介護において供与される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受領することができる。

一 食材料費

二 家賃（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合（同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活介護事業者に支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者へ支給があつたものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

三 光熱水費

四 日用品に要する費用

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活介護事業者は、前三項に規定する費用の支払を受けた場合は、当該費

用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、第三項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額合計額の算定等)

第九十五条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(指定共同生活介護の取扱方針)

第九十六条 指定共同生活介護事業者は、第九十二条において読み替えて準用する第四十六条第一項に規定する共同生活介護計画に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合は、共同生活介護計画に基づき、利用者が継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にそ

の改善を図らなければならない。

(介護及び家事等)

第九十七条 指定共同生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって介護を行わなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、原則として利用者及び従業者が共同で調理、洗濯その他の家事等を行うよう努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、利用者に対して、利用者への負担による当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護又は家事等を受けさせてはならない。

(生活上の便宜の供与等)

第九十八条 指定共同生活介護事業者は、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって当該手続等を行わなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(支援体制の確保)

第九十九条 指定共同生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携等の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第一百条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第一百一条 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(準用)

第一百二条 第八条、第十条、第十二条から第十五条まで、第十八条、第二十一条、第二十七條から第三十三條まで、第三十五条、第三十九条、第四十一条、第四十六条、第四十七條、第五十一条、第五十四条及び第六十四条の規定は、指定共同生活介護の事



第八章 指定自立訓練（機能訓練）

（従業者）  
第一百三条 条例第四十四条において読み替えて準用する条例第二十五条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とする。

ロ 看護職員の員数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一人以上とする。

ハ 理学療法士又は作業療法士の員数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一人以上とする。

二 生活支援員の員数は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一人以上とする。

ニ サービス管理責任者の員数については、第三十四条第一項第四号の規定を準用する。

2 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業者」という。）が、指定自立訓練（機能訓練）事業所における指定自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居室を訪問することにより指定自立訓練（機能訓練）（以下「訪問による指定自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、指定自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問によ

る指定自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

3 看護職員、生活支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ一人以上は、常勤でなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第三百四条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、指定自立訓練（機能訓練）を提供したときは、支給決定障害者から指定自立訓練（機能訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（機能訓練）を提供したときは、支給決定障害者から指定自立訓練（機能訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、前二項の支払を受けるほか、指定自立訓練（機能訓練）において供与される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用  
二 日用品に要する費用

三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるものとする。

4 前項第一号に掲げる費用については、利用料等に関する告示によるものとする。

5 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第一項から第三項までに規定する費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。

6 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、第三項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（訓練）  
第三百五条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

4 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対して、利用者の負担による当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（地域生活への移行のための支援）

第百六条 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、指定就労移行支援の事業を行う者（以下「指定就労移行支援事業者」という。）その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 指定自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

（準用）

第百七条 第二章（第三条から第七条まで、第十九条及び第二十二條から第二十六條までを除く。）、第三十五条から第三十七條まで、第三十九條、第四十五條から第四十七條まで、第五十一條、第五十二條、第五十四條、第五十七條、第五十八條及び第六十三條から第六十五條までの規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十三條（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第二項中「第十九條第二項」とあるのは「第百四條第二項」と、第二十七條中「従業者の勤務の体制」とあるのは「従業者の勤務の体制、協力医療機関」と、第三十六條中「第四十六條」とあるのは「第百七條において読み替えて準用する第四十六條」と、第三十九條第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第四十四條において準用する条例」と、同項第二号及び第三号中「第二十三條」とあるのは「第四十四條」と、同項第四号中「第四十一條第一項」とあるのは「第百七條において準用する第四十七條第一項」と、同項第五号中「第四十六條第一項」とあるのは「第百七條において読み替えて準用する第四十六條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第六号中「第五十一條」とあるのは「第百七條において読み替えて準用する第五十一條」と、第四十五條第一項中「次条第一項」とあるのは「第百七條において読み替えて準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、第四十六條（見出しを含む。）中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十一條第二号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第五

十七條中「条例」とあるのは「条例第四十四條において準用する条例」と読み替えるものとする。

第九章 指定自立訓練（生活訓練）

（従業者）

第百八条 条例第四十六條第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 生活支援員の員数は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、指定宿泊型自立訓練の利用者以外の利用者の数を六で除して得た数と指定宿泊型自立訓練の利用者の数を十で除して得た数とを合計した数以上とする。

二 地域移行支援員の員数は、指定宿泊型自立訓練を行う場合は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、一人以上とする。

三 サービス管理責任者の員数については、第三十四條第一項第四号の規定を準用する。

2 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている指定自立訓練（生活訓練）事業所については、前項第一号中「生活支援員の員数」とあるのは、「生活支援員及び看護職員の総数」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の員数は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ一人以上とする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者が、指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居室を訪問することにより指定自立訓練（生活訓練）（以下「訪問による指定自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、前二項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

4 生活支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ一人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であり、利用者の支援に支障がない場合におけるサービス管理責任者については、この限りでない。

（設備）

第百九条 条例第四十七條第三項の基準は、次のとおりとする。

- 一 訓練・作業室、相談室並びに洗面所及び便所については、第五十七條の規定を準用する。
- 二 居室の一室の定員は、一人とすること。
- 三 居室の一室の床面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

四 浴室は、利用者の特性に応じたものであること。  
(サービスの提供の記録)

第一百十条 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)を提供したときは、提供した日、内容その他必要な事項をその都度記録しなければならない。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供したときは、提供した日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前二項の規定による記録を行うときは、支給決定障害者等から指定自立訓練(生活訓練)を提供したことについて確認を受けなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第一百一十條 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定自立訓練(生活訓練)を提供したときは、支給決定障害者から指定自立訓練(生活訓練)に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練(生活訓練)を提供したときは、支給決定障害者から指定自立訓練(生活訓練)に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、前二項の支払を受けるほか、指定自立訓練(生活訓練)(指定宿泊型自立訓練を除く。)において供与される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品に要する費用

三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練(生活訓練)において供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第一項及び第二項の支払を受けるほか、指定宿泊型自立訓練において供与される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 居室(国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 日用品に要する費用

五 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において供与される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

5 第三項第一号及び前項第一号から第三号までに掲げる費用については、利用料等に関する告示によるものとする。

6 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、第一項から第四項までに規定する費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者に交付しなければならない。

7 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、第三項及び第四項に規定する費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。  
(準用)

第一百一十二條 第二章(第三条から第七条まで、第十七条、第十九条及び第二十二條から第二十六條までを除く。)、第三十五條から第三十七條まで、第三十九條、第四十五條から第四十七條まで、第五十一條、第五十二條、第五十四條、第五十八條、第六十三條から第六十五條まで、第九十五條、第九十五條、第九十五條及び第九十六條の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第十三條(見出しを含む。)(中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十八條第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第一百一十一條第一項から第四項まで」と、第二十条中「支給決定障害者等の」とあるのは「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び利用者に関する告示に定める者を除く。)(の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十一條の見出し及び同條第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同條第二項中「第十九條第二項」とあるのは「第一百一十一條第二項」と、第二十七條中「従業者の勤務の体制」とあるのは「従業者の勤務の体制、協力医療機関」と、第三十六條中「第四十六條」とあるのは「第一百一十二條において読み替えて準用する第四十六條」と、第三十九條第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第四十八條において準用する条例」と、同項第二号及び第三号中「第二十三條」とあるのは「第四十八條」と、同項第四号中「第四十一條第一項」とあるのは「第一百十條第一項及び第二項」と、同項第五号中「第四十六條第一項」とあるのは「第一百一十二條において読み替えて準用する第四十六條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第六号中「第五十一條」とあるのは「第一百一十二條において読み替えて準用する第五十一條」と、第四十五條第一項中「次条第一項」とあるのは「第一百一十二條において読み替えて準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第

四十六条（見出しを含む。）中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十一条第二号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第九十五条第一項中「除く」とあるのは「除き、指定宿泊型自立訓練を受ける者及び利用者に関する告示に定める者に限る」と、同条第二項中「受けている者」とあるのは「受けている者であつて、指定宿泊型自立訓練を受けるもの及び利用者に関する告示に定めるもの」と読み替えるものとする。

第十章 指定就労移行支援

（認定指定就労移行支援事業所の従業者）

第百十三条 条例第五十条において読み替えて準用する条例第四十六条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員

イ 職業指導員及び生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上とする。

ロ 職業指導員の員数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一人以上とする。

ハ 生活支援員の員数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一人以上とする。

二 サービス管理責任者の員数については、第三十四条第一項第四号の規定を準用する。

2 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか一人以上は、常勤でなければならない。

3 サービス管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

（従業者）

第百十四条 条例第五十二条において読み替えて準用する条例第四十六条第一項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

一 職業指導員及び生活支援員の員数については、前条第一項第一号の規定を準用する。この場合において、同号イ中「十」とあるのは、「六」と読み替えるものとする。

二 就労支援員の員数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除して得た数以上とする。

三 サービス管理責任者の員数については、第三十四条第一項第四号の規定を準用する。

2 職業指導員又は生活支援員のうちいずれか一人以上は、常勤でなければならない。

3 就労支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ一人以上は、常勤でなければならない。

（実習の実施）

第百十五条 指定就労移行支援事業者は、利用者が第百十九条において読み替えて準用する第四十六条第一項に規定する就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第百十六条 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人への開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第百十七条 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

（就職状況の報告）

第百十八条 指定就労移行支援事業者は、毎年度、前年度において就職した利用者の数その他の就職に関する状況を知事に報告しなければならない。

（準用）

第百十九条 第二章（第三条から第七条まで、第十六条、第十九条及び第二十二條から第二十六条までを除く。）、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十五条から第四十七条まで、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第四章（第五十六条、第五十九条、第六十条及び第六十六条を除く。）、第九十五条、第百四条及び第百五条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十三条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは、「訓練等給付費」と、第十八条第二項中「次条第一項」とあるのは、「第百十九条において準用する第百四条第一項」と、第二十条中「支給決定障害者等」とあるのは、「支給決定障害者（利用者に関する告示に定める者を除く。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは、「当該支給決定障害者」と、第二十一条の見出し及び同条第一項中「介護給付費」とあるのは、「訓練等給付費」と、同条第二項中「第十九条第二項」とあるのは、「第百十九条において準用する第百四条第二項」と、第二十七条中「従業者の勤務の体制」とあるのは、「従業者の勤務の体制、協力医療機関」と、第三十六条中「第四十六条」とあるのは、「第百十九条において読み替えて準用する第四十六条」と、第三十九条第二項第

一号中「条例」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例」と、同項第二号及び第三号中「第二十三条」とあるのは「第五十二条」と、同項第四号中「第四十一条第一項」とあるのは「第一百九条において準用する第十七条第一項」と、同項第五号中「第四十六条第一項」とあるのは「第一百九条において読み替えて準用する第四十六号第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第六号中「第五十一条」とあるのは「第一百九条において読み替えて準用する第五十一条」と、第四十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第一百九条において読み替えて準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第四十六条（見出しを含む。）中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第五十一条第二号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第五十七条中「条例」とあるのは「条例第五十二条において準用する条例」と、第九十五条第一項中「除く」とあるのは「除き、利用者に関する告示に定める者に限る」と、同条第二項中「受けている者」とあるのは「受けている者であつて、利用者に関する告示に定めるもの」と読み替えるものとする。

第十一章 指定就労継続支援A型

(従業者)

第二百二十条 条例第五十五条において読み替えて準用する条例第四十六条第一項の規則で定める員数については、第一百十三条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「第五十条」とあるのは、「第五十五条」と読み替えるものとする。

(実施主体)

第二百二十一条 指定就労継続支援A型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援A型事業者」という。）が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十四条第一項に規定する子会社以外の者でなければならない。

(雇用契約の締結等)

第二百二十二条 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者と雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者（多機能型により指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、省令第六条の第十二号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することができる。（就労）

第二百二十三条 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上を図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。（賃金等の支払）

第二百二十四条 指定就労継続支援A型事業者は、第二百二十二条第一項の規定により雇用契約を締結した利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、第二百二十二条第一項の規定により雇用契約を締結していない利用者に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額（以下「工賃の平均額」という。）は、三千円を下回るものとしてはならない。

4 指定就労継続支援A型事業者は、第二項の利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、同項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

(実習の実施)

第二百二十五条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第二百二十九条において読み替えて準用する第四十六条第一項に規定する就労継続支援A型計画に基づいて実習できるように、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第二百二十六条 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第二百二十七条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日か

ら六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第二百二十八条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- 一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数
- 二 利用定員が二十人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれが多い数
- 三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれが多い数

(準用)

第二百二十九条 第二章(第三条から第七条まで、第十六条、第十九条及び第二十二条から第二十六条までを除く。)、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十五条から第四十七条まで、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第五十七条、第五十八条、第六十三条から第六十五条まで、第六十条、第六十一条及び第六十二条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十三条(見出しを含む。)、中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十八条第二項中「次条第一項」とあるのは「第二百二十九条において準用する第四百四条第一項」と、第二十一条の見出し及び同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第二項中「第十九条第二項」とあるのは「第二百二十九条において準用する第四百四条第二項」と、第二十七条中「従業者の勤務の体制」とあるのは「従業者の勤務の体制、協力医療機関」と、第三十六条中「第四十六条」とあるのは「第二百二十九条において読み替えて準用する第四十六条」と、第三十九条第二項第一号中「九条において読み替えて準用する第四十六条」と、第三十九条第二項第二号中「第二十三条」とあるのは「第五十五条」と、同項第四号中「第四十一条第一項」とあるのは「第二百二十九条において準用する第十七条第一項」と、同項第五号中「第四十六条第一項」とあるのは「第二百二十九条において読み替えて準用する第四十六条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第四十六条(見出しを含む。)、中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第五十一条第二号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第五十七条中

「第二十七条第二項」とあるのは「第五十四条第二項」と読み替えるものとする。

第十二章 指定就労継続支援B型

(工賃の支払等)

第三百十条 指定就労継続支援B型の事業を行う者(以下「指定就労継続支援B型事業者」という。)は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 指定就労継続支援B型事業者は、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる工賃の平均額は、三千円を下回るものとしてはならない。

3 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

(準用)

第三百十一条 第二章(第三条から第七条まで、第十六条、第十九条及び第二十二条から第二十六条までを除く。)、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十五条から第四十七条まで、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第四十六条、第五十九条、第六十条、第六十一条及び第六十二条を除く。)、第四百四条、第五百条、第二百二十条及び第二百二十五条から第二百二十七条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十三条(見出しを含む。)、中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十八条第二項中「次条第一項」とあるのは「第三百十一条において準用する第四百四条第一項」と、第二十一条の見出し及び同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第二項中「第十九条第二項」とあるのは「第三百十一条において準用する第四百四条第二項」と、第二十七条中「従業者の勤務の体制」とあるのは「従業者の勤務の体制、協力医療機関」と、第三十六条中「第四十六条」とあるのは「第三百十一条において読み替えて準用する第四十六条」と、第三十九条第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第五十七条」と、同項第四号中「第四十一条第一項」とあるのは「第三百十一条において準用する第十七条第一項」と、同項第五号中「第四十六条第一項」とあるのは「第三百十一条において読み替えて準用する第四十六条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第六号中「第五十一条」とあるのは「第三百十一条において読み替えて準用する第五十一条」と、第四十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第三百十一条において読み替えて準用する次条第一項」と

と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第四十六条（見出しを含む。）中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第五十一条第二号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第五十七条中「第二十七条第二項」とあるのは「第五十七条において準用する条例第五十四条第二項」と、第二百二十条中「第五十五条」とあるのは「第五十七条」と、第二百二十五条第一項中「第二百二十九条」とあるのは「第三百三十一条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第十三章 指定共同生活援助  
(家事等)

第二百三十二条 指定共同生活援助事業者は、原則として利用者及び従業員が共同で調理、洗濯その他の家事等を行うよう努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者に対して、利用者の負担による当該指定共同生活援助事業所の従業員以外の者による家事等を受けさせてはならない。

(準用)

第二百三十三条 第八条、第十条、第十二条から第十五条まで、第十八条、第二十一条、第二十七条から第三十三条まで、第三十五条、第三十九条、第四十一条、第四十六条、第四十七条、第五十一条、第五十四条、第六十四条、第八十七条（第二号を除く。）、第八十八条、第八十九条（第三項ただし書及び第四項を除く。）、第九十条から第九十六条まで及び第九十八条から第一百一条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十三条（見出しを含む。）中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、第十八条第二項中「次条第一項」とあるのは「第三百三十三条において準用する第九十四条第一項」と、第二十一条の見出し及び同条第一項中「介護給付費」とあるのは「訓練等給付費」と、同条第二項中「第十九条第二項」とあるのは「第三百三十三条において準用する第九十四条第二項」と、第二十七条中「従業員の勤務の体制」とあるのは「従業員の勤務の体制、協力医療機関、協力歯科医療機関」と、第三十九条第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第五十九条において準用する条例」と、同項第二号及び第三号中「第二十三条」とあるのは「第五十九条」と、同項第四号中「第四十一条第一項」とあるのは「第三百三十三条において準用する第四十一条第一項」と、同項第五号中「第四十六条第一項」とあるのは「第三百三十三条において読み替えて準用する第四十六条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第六号中「第五十一条」とあるのは「第三百三十三条において読み替えて準用する第五十一条」と、第四十六条（見出しを含む。）中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第五十一条第二号

中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「訓練等給付費又は特例訓練等給付費」と、第八十七条中「条例」とあるのは「条例第五十九条において読み替えて準用する条例」と、同条第一号中「六」とあるのは「十」と、第八十八条中「第二百一条」とあるのは「第三百三十三条」と、同条第三号中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」と、第九十四条第三項第二号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、第九十六条第一項中「第二百一条」とあるのは「第三百三十三条」と、「共同生活介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同条第二項中「共同生活介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第九十八条第一項中「指定生活介護事業所等」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所等」と読み替えるものとする。

第十四章 多機能型事業所の特例  
(従業員の員数等の特例)

第二百三十四条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員の合計が二十人未満である場合は、当該多機能型事業所に置くべき従業員（医師及びサージ管理責任者を除く。）のうち一人以上は、常勤でなければならない。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下同じ。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所のうちサージ管理責任者に関する告示に定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサージ管理責任者の員数を、利用者の数の合計の次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数とすることができる。

- 一 利用者の数の合計が六十以下の場合 一人以上
- 二 利用者の数の合計が六十を超える場合 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又は四十に満たない端数を増すことにより一を加えて得た数以上

3 前項の規定により置くべきサージ管理責任者のうち一人以上は、常勤でなければならない。

第十五章 一体型指定共同生活介護事業所等の特例  
(従業員の員数の特例)

第二百三十五条 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業（以下「指定共同生活介護の事業等」という。）を一体的に行う指定共同生活介護事業所（以下「一体型指定共同生活介護事業所」という。）及び指定共同生活介護の事業等を一体的に行う指定共同生活援助事業所（以下「一体型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき世話人及びサージ管理責任者の員数は、次のとおりとする。

- 一 世話人 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一

の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一一体型指定共同生活介護事業所及び一一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計を六で除して得た数以上

二 サービス管理責任者 一 一体型指定共同生活介護事業所及び一 一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、当該一 一体型指定共同生活介護事業所及び一 一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数の合計が三十以下の場合 一人以上  
ロ 利用者の数の合計が三十を超える場合 一に、利用者の数の合計が三十を超えて三十又は三十に満たない端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(設備及び定員の遵守の特例)

第百三十六条 一 一体型指定共同生活介護事業所及び一 一体型指定共同生活援助事業所については、これらの事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして、第九十条及び第百条(これらの規定を第百三十三条において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

第十六章 基準該当障害福祉サービス  
(基準該当居宅介護等)

第百三十七条 条例第六十一条において準用する条例第六条第一項の規則で定める員数は、三人以上とする。

2 前項の規定にかかわらず、離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める離島その他の地域(平成十八年厚生労働省告示第五百四十号)に定めるものにおいて居宅介護等に係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当居宅介護等」という。)を提供する基準該当居宅介護等の事業を行う者(以下「基準該当居宅介護等事業者」という。)にあつては、一人以上とする。

3 条例第六十一条において準用する条例第六条第一項の厚生労働大臣が定める者は、指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるものに定める者とする。

4 条例第六十一条において読み替えて準用する条例第六条第二項の規則で定める員数は、一人以上とする。

5 基準該当居宅介護等事業者は、従業者にその同居の家族である利用者に対する居宅介護等の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護等が次の各号のいずれにも該当する場合は、この限りでない。

一 当該居宅介護等に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指

定居宅介護等のみによつては必要な居宅介護等の見込量を確保することが困難であると市町が認めるものに住所を有する場合

二 当該居宅介護等がサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

三 当該居宅介護等を提供する従業者の当該居宅介護等に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護等に従事する時間の合計のおおむね二分の一を超えない場合

6 基準該当居宅介護等事業者は、前項ただし書の規定により、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護等の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る次項において準用する第二十三条第一項に規定する居宅介護等計画の実施状況等からみて、当該基準該当居宅介護等が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならぬ。

7 第二章(第十九条第一項、第二十条、第二十一条第一項、第二十四条及び第二十六条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護等の事業について準用する。この場合において、第四条第三項中「第二十三条」とあるのは「第百三十七条第七項において準用する第二十三条」と、第十八条第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第百三十七条第七項において準用する次条第二項及び第三項」と、第二十一条第二項中「第十九条第二項」とあるのは「第百三十七条第七項において準用する第十九条第二項」と、第二十二条第一項中「次条第一項」とあるのは「第百三十七条第七項において準用する次条第一項」と読み替えるものとする。

(基準該当生活介護)

第百三十八条 条例第六十二条第一項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年山口県条例第三十五号)第三十三条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供するものであること。

二 指定通所介護の事業を行う事業所(以下「指定通所介護事業所」という。)の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下「基準該当生活介護」という。)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。



四 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

2 条例第六十二条第二項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の数と条例第六十二条第二項の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成十五年厚生労働省令第三百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数の合計数の上限をいう。以下同じ。）を二十五人以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者の数と条例第六十二条第二項の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数の一日当たりの上限をいう。）を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とする。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂は、機能を十分に発揮できる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及び条例第六十二条第二項の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数であるとした場合における介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例（以下「市町条例」という。）に規定する基準を満たしていること。

五 条例第六十二条第二項の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

3 第五十九条（第一項を除く。）の規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

（基準該当短期入所）

第三百二十九条 条例第六十三条の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 条例第六十二条第二項の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス

又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（市町条例に規定する宿泊サービスをいう。以下同じ。）を提供するものであること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と短期入所に係る基準該当障害福祉サービス（以下「基準該当短期入所」という。）の提供を受ける利用者の数の合計数の一日当たりの上限をいう。次号において同じ。）を通いサービスの利用定員の三分の一から九人までの範囲内とすること。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の床面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た床面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

四 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

2 第七十四条（第一項を除く。）の規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

（基準該当自立訓練（機能訓練））

第四百十条 条例第六十四条において準用する条例第六十二条第一項の規則で定める基準については、第三百三十八条第一項の規定を準用する。

2 第四百四条（第一項を除く。）の規定は、自立訓練（機能訓練）に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。

（基準該当自立訓練（生活訓練））

第四百十一条 条例第六十五条において準用する条例第六十二条第一項の規則で定める基準については、第三百三十八条第一項の規定を準用する。

2 第四百四条（第一項を除く。）の規定は、自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。

（基準該当就労継続支援B型）

第四百十二条 条例第六十六条第一項の規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業所（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）ごとに、救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年山口県条例第三十一号）第十九条に規定する職員のうちから一人以上の者をサービス管理責任者とする。

二 基準該当就労継続支援B型事業所に救護施設等の設備及び運営に関する基準を定

める条例第十八条に規定する授産施設として必要とされる設備を有していること。

2 第二章(第三条から第七条まで、第十一条、第十六条、第十九条、第二十条、第二十一条第一項、第二十二條から第二十六條までを除く。)、第三十六條、第三十七條、第三十九條、第四十五條から第四十七條まで、第五十一條、第五十四條、第五十八條(第四号及び第六号を除く。)、第六十一條、第六十四條、第六十五條、第六百四條(第一項を除く。)、第六百五條、第六百二十五條から第六百二十七條まで並びに第六百三十條第一項及び第三項の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十三條(見出しを含む。)、中「介護給付費」とあるのは「特別訓練等給付費」と、第十八條第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第四百四十二條第二項において準用する第四百四條第二項及び第三項」と、第二十一條第二項中「第十九條第二項」とあるのは「第四百四十二條第二項において準用する第四百四條第二項」と、第二十七條中「従業者の勤務の体制、協力医療機関」と、第三十六條中「第四十六條」とあるのは「第四百四十二條第二項において読み替えて準用する第四百六條」と、第三十九條第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第六十六條第二項において準用する条例」と、同項第二号及び第三号中「第二十三條」とあるのは「第六十六條第二項」と、同項第四号中「第四十一條第一項」とあるのは「第四百四十二條第二項において準用する第十七條第一項」と、同項第五号中「第四十六條第一項」とあるのは「第四百四十二條第二項において読み替えて準用する第四十六條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第四十六條(見出しを含む。)、中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第五十一條第二号中「介護給付費若しくは特別介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「特別訓練等給付費」と、第六百二十五條第一項中「第六十九條」とあるのは「第四百四十二條第二項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(離島その他の地域における基準該当障害福祉サービス)

- 一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数(特定基準該当生活介護を提供する事業所に限る。)
- 二 看護職員 一人以上(特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限る。)

三 理学療法士又は作業療法士 一人以上(特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限る。)

四 生活支援員 常勤換算方法で、特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練(機能訓練)及び特定基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者の数を六で除して得た数並びに特定基準該当就労継続支援B型の利用者の数を十で除して得た数の合計数以上

五 職業指導員 一人以上(特定基準該当就労継続支援B型を提供する事業所に限る。)

六 サービス管理責任者 一人以上

2 条例第六十七條第一項の厚生労働大臣が定める地域は、厚生労働大臣が定める離島その他の地域に定められた地域とする。

3 生活支援員及びサービス管理責任者のうちそれぞれ一人以上は、常勤でなければならない。

4 特定基準該当障害福祉サービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

5 第二章(第三条から第七條まで、第十一条、第十六条、第十九條、第二十条、第二十一条第一項及び第二十二條から第二十六條までを除く。)、第三十五條から第三十七條まで、第三十九條、第四十五條、第四十六條、第五十二條、第五十七條及び第五十八條(第十号を除く。)、の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十三條(見出しを含む。)、中「介護給付費」とあるのは「特別介護給付費又は特別訓練等給付費」と、第十八條第二項中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第四百四十三條第六項において準用する第五十九條第二項及び第三項、第四百四十三條第七項において準用する第四百四條第二項及び第三項、第四百四十三條第八項において準用する第一百一十一條第二項及び第三項並びに第四百四十三條第九項において準用する第四百四條第二項及び第三項」と、第二十一條第二項中「第十九條第二項」とあるのは「第四百四十三條第六項において準用する第五十九條第二項、第四百四十三條第七項において準用する第四百四條第二項、第四百四十三條第八項において準用する第一百一十一條第二項及び第三項」と、第二十七條中「従業者の勤務の体制」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第三十三條中「指定居宅介護等事業所」とに経理を区分するとともに、指定居宅介護等の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに会計を」と、第三十六條中「第四十六條」とあるのは「第四百四十三條第五項において読み替えて準用する第四十六條」と

と、第三十九条第二項第一号中「条例」とあるのは「条例第六十七条第六項から第九項までにおいて準用する条例」と、同項第二号及び第三号中「第二十三条」とあるのは「第六十七条第五項」と、同項第四号中「第四十一条第一項」とあるのは「第四百四十三条第五項において準用する第十七条第一項」と、同項第五号中「第四十六条第一項」とあるのは「第四百四十三条第五項において読み替えて準用する第四十六条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第六号中「第五十一条」とあるのは「第四百四十三条第六項から第九項までにおいて読み替えて準用する第五十一条」と、第四十五条第一項中「次条第一項」とあるのは「第四百四十三条第五項において読み替えて準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第四十六条（見出しを含む。）中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第五十七条中「条例」とあるのは「条例第六十七條第五項において準用する条例」と読み替えるものとする。

6 第四十七条、第五十一条、第五十四条、第五十九条（第一項を除く。）、第六十条（第五項を除く。）、及び第六十一条から第六十五条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第五十一条第二号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは、「特例介護給付費」と読み替えるものとする。

7 第四十七条、第五十一条、第五十四条、第六十三條から第六十五条まで、第四百条（第一項を除く。）、第五百条（第三項を除く。）、及び第六百六条第二項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第五十一条第二号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは、「特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

8 第四十七条、第五十一条、第五十四条、第六十三條から第六十五条まで、第五百条（第三項を除く。）、第六百六条第二項及び第六百十一条（第一項及び第四項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第五十一条第二号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは、「特例訓練等給付費」と読み替えるものとする。

9 第四十七条、第五十一条、第五十四条、第六十一条、第六十三條から第六十五条まで、第四百条（第一項を除く。）、第五百条（第三項を除く。）、第二百二十五條から

第二百二十七條まで及び第三百十條の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第五十一条第二号中「介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第二百二十五條第一項中「第二百九條」とあるのは「第四百四十三條第五項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と読み替えるものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十四年十月一日から施行する。  
(経過措置)

2 利用者に関する告示に定める者に対し指定療養介護を提供する指定療養介護事業所についての第三十四条第一項の規定の適用については、当分の間、同項第三号中「の数を四で除して得た」とあるのは、「（利用者に関する告示に定める者を除く。）の数を四で除して得た数及び利用者に関する告示に定める者の数を六で除して得た数を合計した」とする。

3 利用者に関する告示に定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所の看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数については、当分の間、第五十六条第一項第二号イの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数を合計した数以上とする。

一 次のイから八までに掲げる利用者（利用者に関する告示に定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれイから八までに定める数

イ 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除して得た数

ロ 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数

ハ 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除して得た数

二 利用者に関する告示に定める者である利用者の数を十で除して得た数

4 指定共同生活援助事業者は、平成十八年十月一日前に存する指定共同生活援助事業所において指定共同生活介護の事業等を行う場合における当該指定共同生活援助事業所の共同生活住居（基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、第九十条第五号及び第六号（これらの規定を第三百三十三条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基

準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第五十八号）第九十九条第二項及び第三項の規定によることができる。

5 法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第三十条の二に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）以下「旧精神保健福祉法」という。（第五十条の二第一項第一号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）以下「旧知的障害者福祉法」という。）、第二十一条の八に規定する知的障害者通動寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者通動寮」という。）、若しくは旧知的障害者福祉法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム又は旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第三号に掲げる精神障害者福祉ホーム（以下「旧精神障害者福祉ホーム」という。）、（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、平成十八年十月一日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）、において行われる指定共同生活介護の事業等についての第九十条（第三百三十三条において準用する場合を含む。）、の規定の適用については、当分の間、第九十条第五号中「二人以上十人以下」とあるのは、「二人以上三十人以下」とし、同条第六号口の規定は、旧精神障害者福祉ホーム（厚生労働大臣が定める精神障害者福祉ホーム（平成十八年厚生労働省告示第五百三十五号）に定めるものを除く。）を除き、適用しない。

6 精神障害者生活訓練施設、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第二号に掲げる精神障害者授産施設（以下「精神障害者授産施設」という。）、（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第六十九号）以下「整備省令」という。）、による廃止前の精神障害者社会復帰施設及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号）以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。）、（第二十三条第一号に掲げる精神障害者通所授産施設及び同条第二号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。）、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者更生施設」という。）、（整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営

に関する基準（平成十四年厚生労働省令第八十一号）以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。）、（第二十一条第一号イに掲げる指定知的障害者入所更生施設に限る。）、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定特定知的障害者授産施設」という。）、（旧知的障害者更生施設等指定基準第二条第二号イに掲げる指定特定知的障害者入所授産施設に限る。）、又は指定知的障害者通動寮において行われる指定自立訓練（生活訓練）の事業についての第九十条の規定の適用については、同条第二号中「一人」とあるのは、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の規定の適用を受けるものを除く。）、については「二人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設（旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の規定の適用を受けるものに限る。）、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設並びに指定知的障害者通動寮については「四人以下」と、第九十条第三号中「一室の」とあるのは「利用者一人当たりの」と、「七・四三平方メートル」とあるのは、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については「四・四平方メートル」と、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通動寮については「六・六平方メートル」とする。

7 旧知的障害者更生施設等指定基準附則第四条の規定の適用を受ける指定知的障害者通動寮の建物についての第九十条の規定の適用については、同条第二号中「一人」とあるのは「原則として四人以下」と、同条第三号中「七・四三平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。

8 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができるものであつて、区分省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、平成二十七年三月三十一日までの間、第九十七条第三項の規定は、適用しない。

9 指定共同生活介護事業所の利用者のうち、区分省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下同じ。）、の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成二十七年三月三十一日までの間、第九十七条第三項の規定は、適用しない。

一 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。

- 二 当該利用者が居宅介護を利用することについて市町村が必要と認めること。
- 10 前二項の場合における第八十七条第二号の規定の適用については、同号口から二までの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（附則第八項又は第九項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数）」とする。
- 11 平成二十五年三月三十一日までの間において、第三百二十八条第二項第四号に規定する市町条例が施行されるまでの間における当該市町に所在する指定小規模多機能型居宅介護事業所についての同条及び第三百三十九条の規定の適用については、第三百三十八条第二項第四号中「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十八条の四第一項及び第二項の規定により市町が定める条例（以下「市町条例」という。）」とあるのは「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）」と、第三百三十九条第一項第一号中「市町条例」とあるのは「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」とする。
- (地域移行型ホームの特例)
- 12 条例附則第五項の規定により指定共同生活介護の事業等を行う事業所（以下「地域移行型ホーム」という。）における指定共同生活介護の事業等についての第九十条（第三百三十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第九十条第一号中「四人以上」とあるのは、「四人以上三十人以下」とする。
- 13 地域移行型ホームにおいて指定共同生活介護の事業等を行う者（以下「地域移行型ホーム事業者」という。）は、原則として二年を超えて指定共同生活介護及び指定共同生活援助を提供してはならない。
- 14 地域移行型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行型ホーム以外の指定共同生活介護事業所若しくは指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から原則として二年以内に住宅等に移行できるよう適切な支援を行わなければならない。
- 15 地域移行型ホームにおける指定共同生活介護の事業等についての第二百二条及び第二百三十三条において読み替えて準用する第四十六条の規定の適用については、同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から原則として二年以内に附則第十四項の住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」とあるのは「達成時期、入所施設又は病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。
- 16 地域移行型ホーム事業者は、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会を設置し、定期的に当該協議会に活動状況を報告し、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

平成二十四年九月二十八日印刷

発行人所

山口県知事庁